

農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

令和2年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。
平成31年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。
また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品書、請求書等を添付してください。

■手続きに必要なもの

区分	使用者証	印鑑	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○	○	○	—
更新	○	○	○	○	(面積に変更がある場合)	(機械に変更がある場合)	○
紛失	—	○	○	○	○	○	○
新規	—	○	—	—	○	○	○

※受委託契約により交付を受けている方は、証明書等をお持ちください。

※交付申請会場での耕作証明書の発行はできませんので、新規申請の方、耕作面積に変更がある方、使用者証を紛失してしまった方等は、事前に農業委員会が発行する耕作証明書の交付を受けご用意ください。

※免税軽油使用者証の有効期間の開始日が「H30.01.01から」以降の方は継続、それ以前の方は更新となります。

■交付申請受付日程

受付日	時間	場所	対象地区
1月8日(水)	午前9時30分 ～11時30分 午後1時～3時	ゆめプラザ・那須 会議室	芦野・伊王野
1月9日(木)			高久・田中・田代・高原・室野井
1月10日(金)			上記以外の地区・上記日程に来られなかった方

※上記日程以外は、大田原県税事務所での申請となります。

■問合せ 大田原県税事務所 (☎0287-23-4172) 農林振興課農政係 (☎0287-72-6911)

栃木県民手帳販売中!

令和2年版の県民手帳を次のとおり販売しています。

- ▼場所 企画財政課(本庁3階)各支所
- ▼価格 ポケット版440円
通常版550円
- ▼販売期間 1月31日(金)まで

固定資産税 (土地・家屋) に関するお願い

固定資産税について、毎年4月にお送りしている固定資産税納税通知書を確認し、土地の利用状況に変更がある場合または家屋の現況に相違等がある場合は、ご連絡ください。

また、1年を通して町職員が現地確認を行っており、敷地への立ち入り等、所有者の方へ声をお掛けする場合があります。

公平で適正な課税を行うためご理解とご協力をお願いします。

○土地について

固定資産税の土地評価における課税地目は、台帳地目(登記簿上の地目)にかかわらず、毎年1月1日時点での利用状況によって認定します。

▼問合せ 企画財政課総合政策係
☎726906



○家屋について

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新増築を把握するほか、町内を巡回し新増築または取り壊し等の確認調査を行っています。なお、現地確認の際、家屋の現況把握のため敷地外から写真撮影をする場合がありますので、ご理解ください。

▼家屋が滅失している場合

調査により家屋の滅失を確認した場合は、原則として、滅失を確認した年の翌年度の課税台帳から削除します。また、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、さかのぼって課税台帳から削除(最大5年間分)します。ご相談ください。

なお、今年中に取り壊した家屋がある場合は年内に現地確認に伺いますので、今年中にご連絡ください。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係
☎726905